

## 評価運営委員会 設置および運営に関する規程

「評価委員会 設置および運営に関する規程(平成 21 年 4 月 1 日施行)」の名称を「評価運営委員会 設置および運営に関する規程」と変更し、次の通り内容を一部改定する。

### (委員会の設置)

第 1 条 特定非営利活動法人 市民セクターよこはま(以下「当会」という)は福祉サービス第三者評価事業(以下「評価事業」という)の公平性と第三者性を確保し、事業の質を高めるため、評価運営委員会(以下「委員会」という)を設置する。

2 評価運営委員会は当会から独立した組織とする。

### (委員会の任務)

第 2 条 委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 評価事業において、評価調査班のまとめた評価報告書の審査ならびに評価の決定
- (2) 評価事業の評価調査員に対する助言
- (3) 当会評価事業に対する助言

### (委員の構成)

第 3 条 委員会の委員は、当会理事長が委嘱し、以下の中から 4 名以上 10 名以下で構成する。

- (1) 福祉サービス第三者評価事業の専門家
- (2) 福祉専門家または専門機関勤務経験者
- (3) 福祉サービス利用者またはその家族等
- (4) 当会担当理事および事業担当の管理職級職員

2 委員の互選により、委員長・副委員長を各 1 名選任する。

3 委員長は委員会を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が何らかの事情で欠けたときは代行する。

4 当会担当理事は委員会を招集し、会務を統括する。

5 委員会の第三者性を確保するために、関係者(福祉サービス事業の経営者・役員・職員、福祉サービス事業のコンサルに関わる者など)は、委員会構成の 2 分の 1 未満とする。

6 評価機関の組織内(役員・職員など)の者は、委員会構成の 2 分の 1 未満とする。

7 委員会は、委員以外でも評価事業への理解が深いものにも出席を依頼し、審議事項について助言を依頼することができる。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残務期間とする。

### (委員会の開催)

第 5 条 原則、委員会は訪問実地調査終了日の翌日から 60 日以内に開催するものとする。

(委員会の有効性)

第6条 委員会は、3名以上の評価運営委員の実出席で成立する。

- 2 過去5年以内に、評価対象事業所の経営者・役員・職員・利用者である等、職務として評価対象事業所と関係のある評価運営委員は、当該事業所に関わる審議・決定権を有しない。また評価調査員として当該事業所の評価調査に加わった評価運営委員の場合も同様である。
- 3 委員会においては、出席評価運営委員の過半数の賛成をもって審議および決定を有効とする。賛否同数の場合は、委員長が最終決定をする。
- 4 委員会における決定は、原則これを覆すことはできない。これを覆す場合には、その理由を明らかにし記録として残す。

(評価調査員の出席)

第7条 評価調査を担当した評価調査員は、当該案件を審査する委員会に原則として出席し、評価運営委員への報告、ならびに評価運営委員からの質問への答弁を行うものとする。

- 2 委員会には、当該案件を担当していない評価調査員も、研修を目的としてオブザーバーの立場で出席することができる。

(事務局の業務)

第8条 委員会には事務局職員が必ず1名以上出席する。

- 2 事務局は次の事項を担当する。
  - (1) 委員会開催に伴う諸調整
  - (2) 必要な資料の準備
  - (3) 開催当日の庶務
  - (4) 評価運営委員手当支払の手続き
  - (5) その他、評価運営委員からの指示事項の処理

付則: この規則は 2009 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は 2011 年 5 月 15 日より一部改定する。

この規則は 2019 年 10 月 29 日より一部改訂する。